

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者名称	社会医療法人財団新和会
所在地	愛知県安城市住吉町 2 丁目 2 番 7 号
代表者名	弥 政 晋 輔 （理事長）
電話番号	0566-97-8111

2. 事業所の概要

事業所名	八千代病院
所在地	愛知県安城市住吉町 2 丁目 2 番 7 号
電話番号	0566-96-5535
F A X 番号	0566-96-5536
事業所番号	2313100832
管理者氏名	弥 政 晋 輔

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とします。
事業の方針	① 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業員は、要介護者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ると共に、社会参加支援を行います。 ② 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の向上及び、自立支援を目指す。 ③ 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 従業員の職種、員数及び職務内容

職種	勤務形態	員数	職務内容
医師	常勤兼務	1 名	サービス全体の管理業務
理学療法士	非常勤専従	1 名以上	リハビリ業務
作業療法士	常勤専従	1 名	
言語聴覚士	非常勤兼務	1 名	
管理栄養士	常勤兼務	1 名	栄養管理

5. 営業日

営 業 日	月曜日から金曜日（5月祝日及び12月29日から1月3日は除く）
営 業 時 間	午前8時25分から午後5時
サービス提供時間	【1単位目】9:00~10:20 【2単位目】10:30~11:50 【3単位目】13:00~14:20 【4単位目】14:30~15:50

6. 利用定員

1単位あたり	13名（1時間以上2時間未満のみを提供）
--------	----------------------

7. サービスの概要

サービス提供手順	① 通所リハビリ利用について担当ケアマネジャーへ依頼（申し込み） ② 主治医（かかりつけ医）の同意を得る ③ 契約（通所リハビリスタッフがご自宅へ伺います） ④ リハビリ計画の作成・合意 ⑤ サービス利用開始
サ ー ビ ス 内 容	① 健康状態チェック ② 機能訓練 ③ 作業面接 ④ 居宅生活への助言・指導

8. 利用料金（別紙）

利 用 料 金	厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。
支 払 い 方 法	利用料、利用者負担額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。支払い方法は、八千代病院1階会計にてお支払いください。

※正当な理由がないにもかかわらず、期日から1ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から30日以内に支払いがない場合には、サービス影響の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

9. サービス利用にあたっての留意事項

- 利用当日は開始時間5分前までに3階リハビリセンター前へお越し下さい。
- 介護保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。保険証等の内容が変更された場合は、必ずご連絡下さい。
- サービスのキャンセルをされる場合は、利用前日までにご連絡下さい。キャンセル料は発生しません。080-6983-1061 サービスキャンセルの場合は振替日を提案させていただきます。
- 八千代病院は理学療法士等の実習機関として実習生の受け入れをしております。サービス利用時に学生が見学等させていただくことがあります。
- 当院の通所リハビリテーションは送迎がありませんのでご了承下さい。
- サービス提供の記録について、閲覧希望がありましたら、担当スタッフまでご連絡下さい。
- 当日のバイタル確認で発熱等があった場合には、医師の判断により当日の利用を見合わせていただくことがあります。
- 服薬内容をお薬手帳などで確認させていただきます。また、内容に変更があった時は再度、確認させていただきます。

10. 職員への迷惑行為

- 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの行為
- パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること

上記行為は契約書「第 9 条 4 項」の背信行為にあたり、契約の解除となります。

11. 虐待防止

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定します。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. ご相談、ご要望、苦情等

八千代病院	0566-96-5535
安城市役所 高齢福祉課	0566-71-2290
知立市役所 長寿介護課	0566-95-0122
刈谷市役所 長寿課	0566-62-1063
岡崎市役所 長寿課	0564-23-6149
豊田市役所 介護保険課	0565-34-6634
愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険室	052-971-4165

13. 第三者評価

第 三 者 評 価	なし
-----------	----

令和 年 月 日

説明者 氏名 _____

令和 年 月 日

氏名 _____